

# 「授業目的公衆送信補償金制度」（平成 30 年改正著作権法）について

## 1. 制度の概要・経緯

- 学校の授業の過程における資料のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、学校等における教育の DX を進めるため創設された授業目的公衆送信補償金制度の施行により、教育の現場において個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できることとなります。
- 本制度は、文化庁長官の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS・サートラス）に対し、教育機関の設置者が一括して補償金を支払うものですが、令和 2 年度に限り、補償金額は特例的に無償とされておりました。
- 授業目的公衆送信補償金制度の令和 3 年度からの本格運用に向けて、令和 2 年 9 月 30 日付けでサートラスから、令和 3 年度以降の補償金額について認可申請が行われ、文化審議会への諮問・答申を経て、令和 2 年 12 月 18 日付けで文化庁長官により補償金額の認可が行われました。
- 令和 2 年 12 月 25 日付けで、文化庁・文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、本制度の概要と必要な準備を依頼する通知（「授業目的公衆送信補償金の額の認可について」）を発出しています。

## 2. 補償金の額について

- 補償金額は、児童生徒等一人当たり小学校 120 円、中学校 180 円、高等学校 420 円、大学 720 円といったように学校種毎の金額となっております。その他の学校種や減免条件、都度支払いの料金体系など、より詳細な補償金額については、下記のウェブページから授業目的公衆送信補償金規程を御覧ください。
- 文部科学省では、認可された補償金額を基に、各学校種や設置者の種別毎に、令和 3 年度の地方財政措置要望や、政府予算案に必要な経費を計上することで、補償金支払に伴う負担軽減措置を講じています。

- 「授業目的公衆送信補償金制度」に関する各種情報について  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>
- 「授業目的公衆送信補償金規程」など補償金の額について  
（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）  
<https://sartras.or.jp/ninka/>

# 授業目的公衆送信補償金制度の 本格実施について

---

2021年1月  
文化庁著作権課

# 授業目的公衆送信補償金制度の概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。

## 無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

### 複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

### 遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



## 要許諾 (権利者毎の使用料)

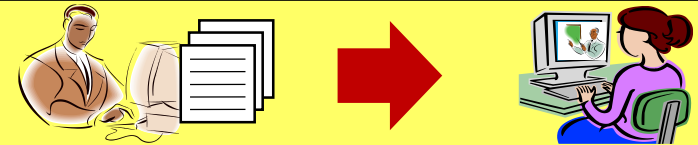
⇒ **無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)**

(著作権法第35条第1項・第2項)

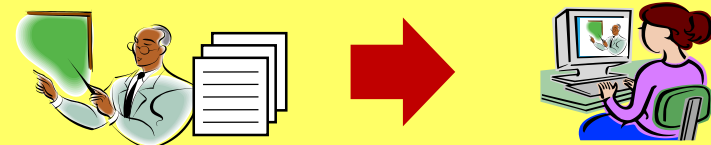
平成30年の改正範囲

### その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信  
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



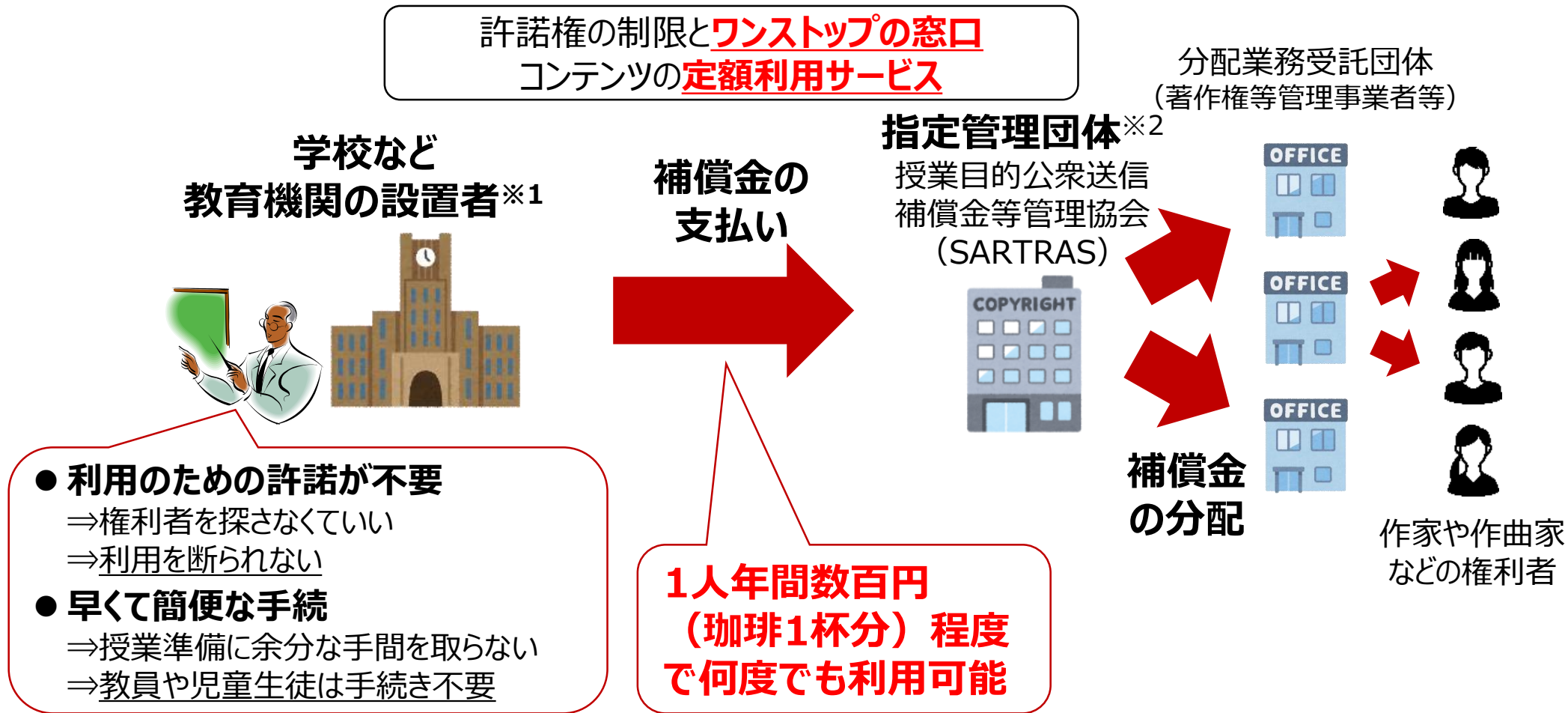
スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

# 制度の意義 教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- **あらゆる種類の著作物**利用について**ワンストップ**の指定管理団体を通じ権利の**一括処理**が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、**教育などの未来への投資**に生かす。
- 一方、作家や作曲家など**クリエイターへの対価還元**により**次なる創作**を促す。



(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

# 指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（著作権法第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

## 協会の概要

**名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会**

英名：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

略称：**SARTRAS（サートラス）**

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



### 〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

### 〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3 第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 社員一覧

（2020年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟



# 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を2020年12月に公表。

## 総合フォーラム

### 専門フォーラムからの検討結果を議論

2018年11月開始



## 専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

## 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

### 利用者側（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

### 権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

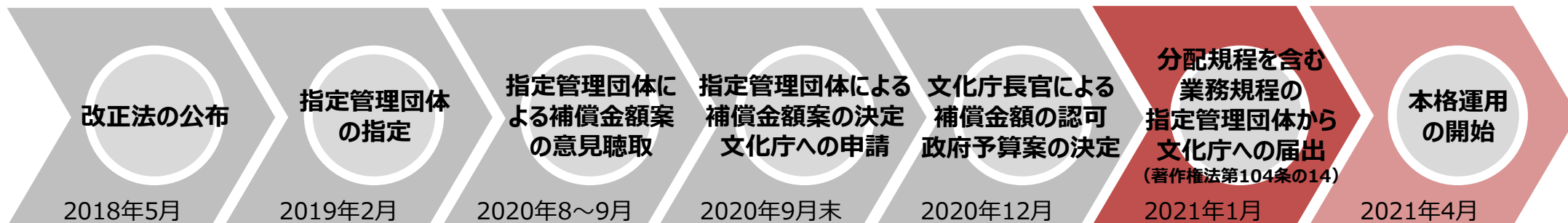
その他 有識者 関係団体 等

# 著作権法第35条運用指針の主な内容

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、 公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	(ウェブサイト等での一般公開)
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

# 授業目的公衆送信補償金制度の本格運用までの流れ

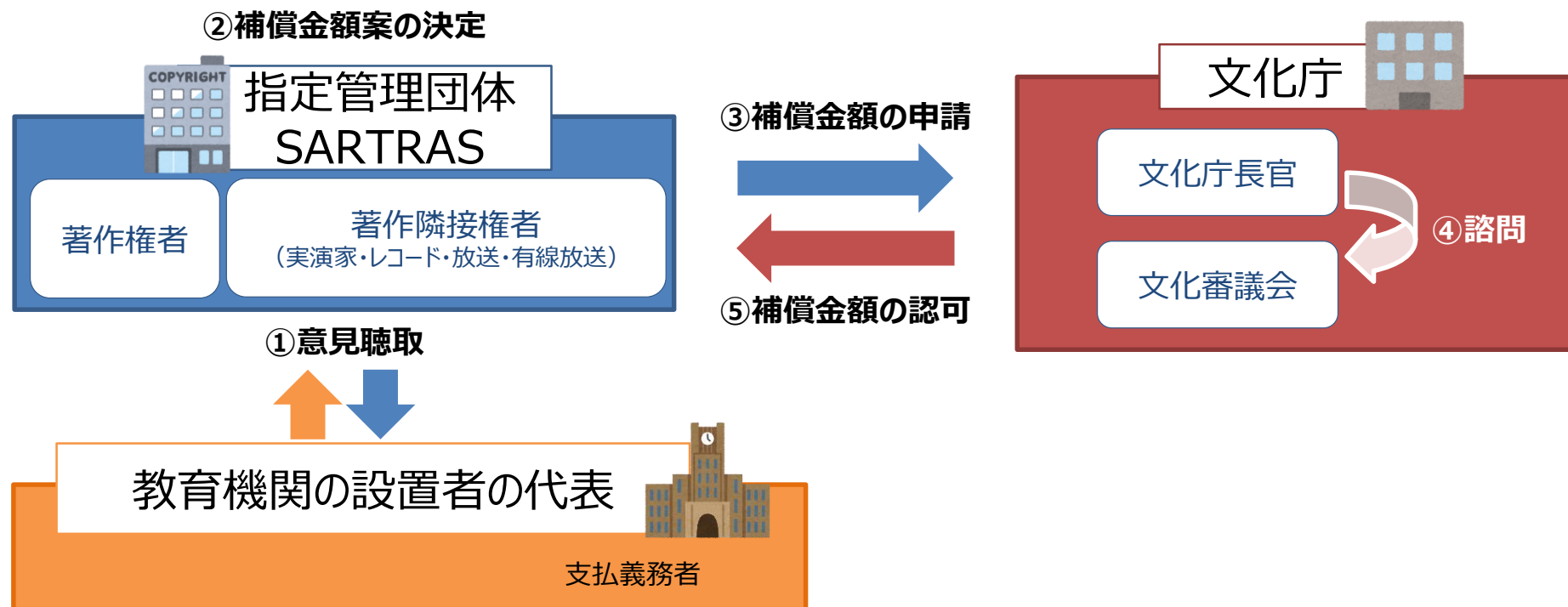
## 本格実施までのプロセス



※2020年4月28日に早期施行。2020年度に限り補償金額は零円。

## 補償金額の決定プロセス

(著作権法第104条の13)





# 認可された補償金額の概要



意見聴取

教育機関の  
設置者の代表

主な意見聴取先

- 全国市町村教育委員会連合会
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国公立高等専門学校協会
- 日本私立高等専門学校協会
- 全国公立短期大学協会
- 日本私立短期大学協会
- 一般社団法人国立大学協会
- 一般社団法人公立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
- 全日本私立幼稚園連合会 等

- 意見聴取期間 2020年8月6日～9月23日
- 認可申請 2020年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**
- 認可された補償金額

## ■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の年間包括料金（公衆送信の回数は無制限）  
授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額
  - 大学 720円（月平均60円）
  - 高校 420円（月平均35円） ※学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能
  - 中学校 180円（月平均15円）
  - 小学校 120円（月平均10円）
  - 幼稚園 60円（月平均 5円）
  - 社会教育施設、公開講座等  
30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**
- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金  
**1回・1人当たり10円**  
（対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎）  
※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

## ■ 補償金額の算出根拠

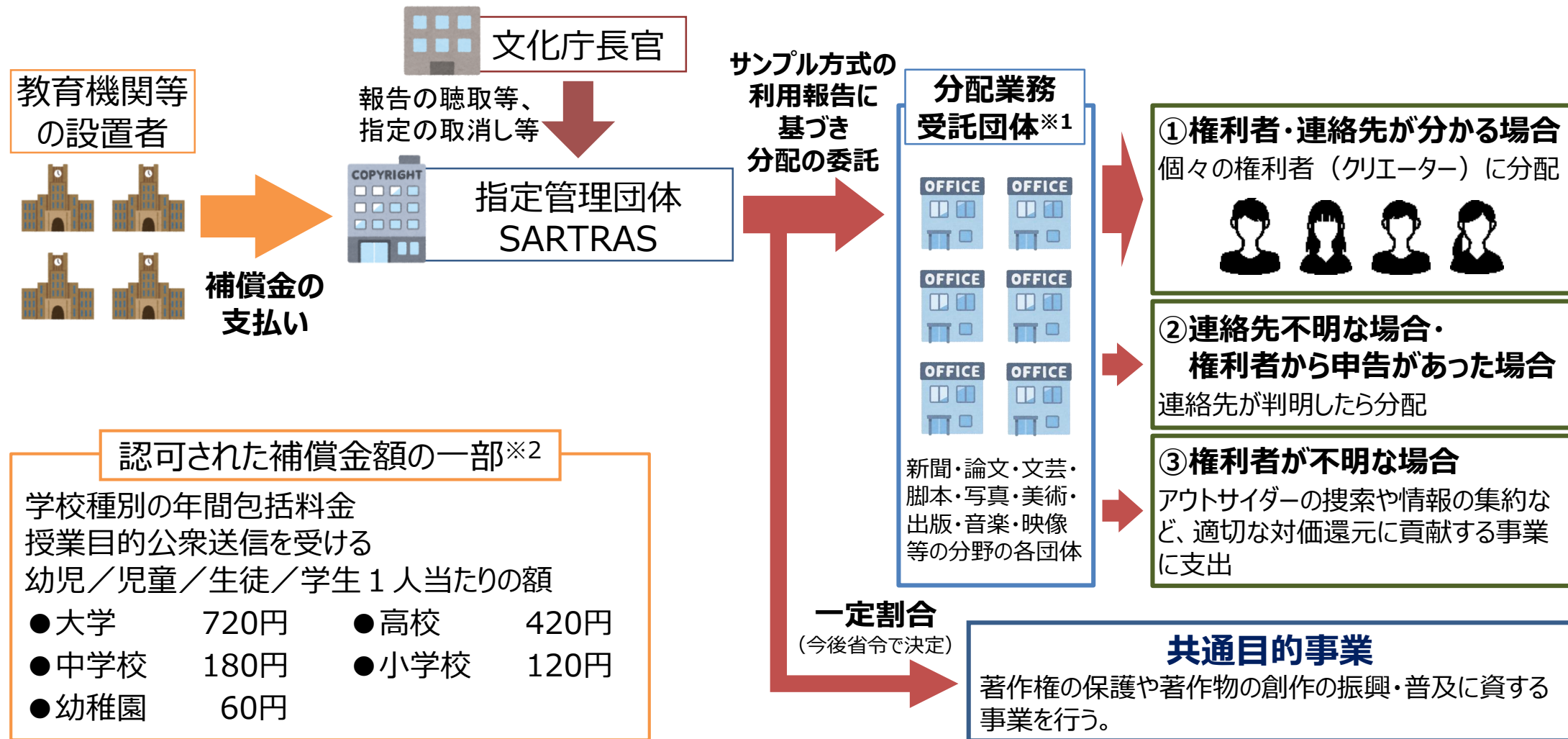
著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

## ■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

# 補償金の分配スキームの概要（案）

サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。権利者に分配できない場合が**一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出**。

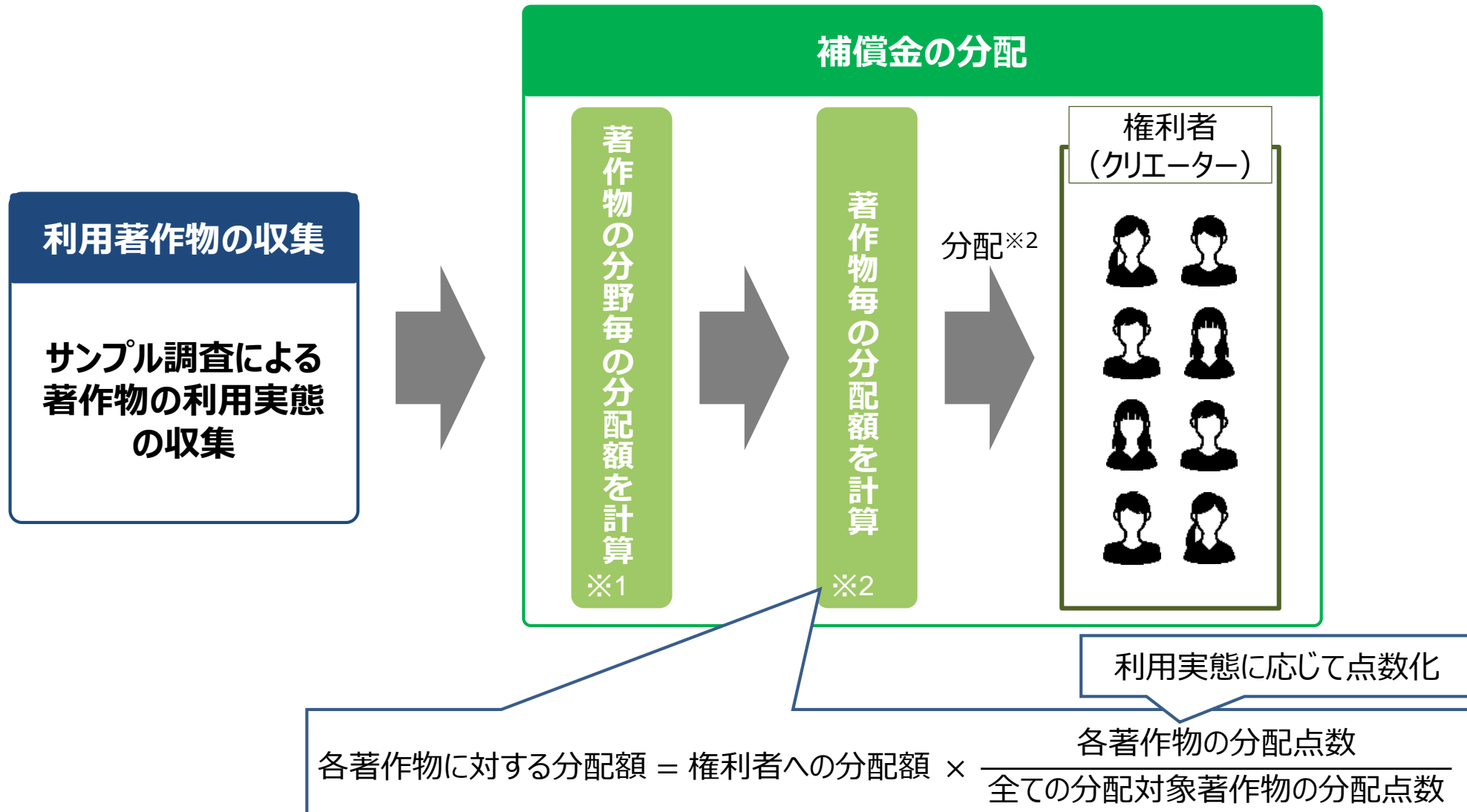


※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規定を参照。

# サンプル調査を基にした補償金分配の概要

- 利用申請のあった教育機関から調査対象教育機関を選び出し、指定の1～3ヶ月に利用された全ての著作物を収集。これを年に約1,000の教育機関に実施（予定）。  
（1教育機関当たり約10年に一度の調査）



※1：SARTRASが実施。

※2：各分配業務受託団体が実施。

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月20日閣議決定）

### IV. 強靱な経済構造の構築

#### 3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

##### ・授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

##### ○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

##### （5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

### ●文部科学省における支援の検討状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を要望、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2021年度予算案に補償金の支払いに必要な経費を計上。

- **文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について**

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- **指定管理団体（SARTRAS） 認可関係資料**

<https://sartras.or.jp/ninka/>



←補償金規程等についてはこちら

- **著作物の教育利用に関する関係者フォーラム**

「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を公表

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら